

第5章 農業農村整備事業における環境の保全

1. 環境への対応方策の設定

(1) 環境保全対策のあり方

柏崎市の農村環境計画の基本理念となる「環境保全の総合目標」を実現するためには、自然環境、社会環境、生産環境の3つの「環境保全の基本方針」を確実かつ一体的に実施していくことが重要となります。なお、「環境保全の基本方針」の実施については、基本方針に対する整備目標と対応方策を設定することが必要です。

ここでは、農業農村整備事業における環境保全対策のあり方について、環境保全の基本方針ごとに整理します。

1) 環境保全の基本方針1

環境保全の基本方針1 《自然環境》

・ 農村を取りまく自然環境と生態系の保全

環境保全の基本方針1における環境保全対策のあり方としては、農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、野生生物による被害を防ぎつつ、農村を取りまく自然環境との共生を図り、生態系を保全することがポイントとなります。

【農業農村の持つ多面的機能の発揮】

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、地域社会の形成・維持に関する様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受しています。また、農山漁村地域において、農業、林業及び水産業は、それぞれの基盤である農地、森林、海域の間で相互に関係をもちながら、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。

環境保全の基本方針 1 における環境保全対策のあり方としては、農地を保全していくことにより、このような多面的機能を持続的に発揮して、農村を取りまく自然環境と生態系を保全していくことがポイントとなります。

農業農村の持つ多面的機能のイメージを図 5-1 に、内容を表 5-1 に示します。



出典：平成 23 年度 食料・農業・農村白書

図 5-1 農業、林業、水産業の多面的機能

表 5-1 農業・農村の持つ多面的機能

項目	内容
洪水防止機能	畦畔に囲まれている水田や水を吸収しやすい畑の土壌には、雨水を一時的に貯留し、時間をかけて徐々に下流に流すことによって洪水の発生を防止・軽減する働きがあります。
土砂崩壊防止機能	棚田は日々の生産活動を通じた手入れによって、斜面の崩壊を未然に防いできました。また、水田は雨水による急激な地下水位の上昇を制御する働きがあり、地すべりなどの災害を防止しています。
土壌侵食(流出)防止機能	水田に張られた水は、雨や風から土壌を守り、侵食を防ぐ働きがあります。また、畑地は、作物による被覆効果や畑斜面の緩傾斜化などにより、下流域への土壌の流出を防ぐ働きがあります。
地下水かん養機能	水田に利用されるかんがい用水や雨水の多くは地下に浸透し、流域の地下水となり、良質な水として下流地域の生活用水や工業用水として活用される働きがあります。
河川流況安定機能	水田に利用されるかんがい用水や雨水は時間をかけて河川に還元されることにより、河川の流況が安定に保たれ、下流の都市用水などに利用されています。
気候緩和機能	農地で栽培される作物は蒸発散によって熱を吸収し、気温を下げる働きがある。特に水田地帯では、水面からの水分の蒸発や作物からの水分の蒸散により空気が冷却される。この冷涼な空気は、風によって市街地に運ばれ、市街地を冷却します。
生物多様性保全機能	水田・畑などには、自然との調和を図りつつ適切かつ持続的に管理されることによって、生物相の適度な攪乱と回復が促され、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成・維持される働きがあります。
保健休養・やすらぎ機能	農村における澄んだ大気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、訪れたものに安心を与え、気分を落ち着かせ、精神を癒すなど保健休養の場を提供する。
景観保全機能	農村で農業が営まれることにより、大地に作物が育つ姿と農家の家屋、その周辺の水辺や里山が一体となって醸し出す独特の雰囲気をもつ景観が形成されている。
伝統文化保存・継承機能	都市の生活の中では失われつつある日本の年中行事や祭事のほとんどが稲の豊作を祈る祭事などに由来しています。農村では、こうした行事や地域独自の祭りなどが、今も農業活動を通して地域の人々によって伝承されています。
体験学習と教育機能	農村で養育されている動植物や豊かな自然に触れることにより、生命の尊さ、自然に対する畏敬や感謝の念など人間の感性・情操がやさしく豊かに育てられる機能です。
その他の機能	緑豊かな自然が維持された農村空間で園芸など実際に土に触れ、植物・動物を育てる農業が、高齢者や障がい者にやさしい医療・介護・福祉機能、また都市的緊張の中で生活する現代人にとって無限のやすらぎの場を提供しています。海水浴が医療目的をもって近代社会に導入され、臨海保養所が各地に開設されたことや、療養所の多くが自然に囲まれた場所に建設されていることなどに、自然の有する治癒力がうかがい知られています。特に園芸など実際に土に触れ、植物・動物を育てることの機能回復リハビリテーションに果たす役割は、医学的にも報告されています。

出典：農林水産省 HP

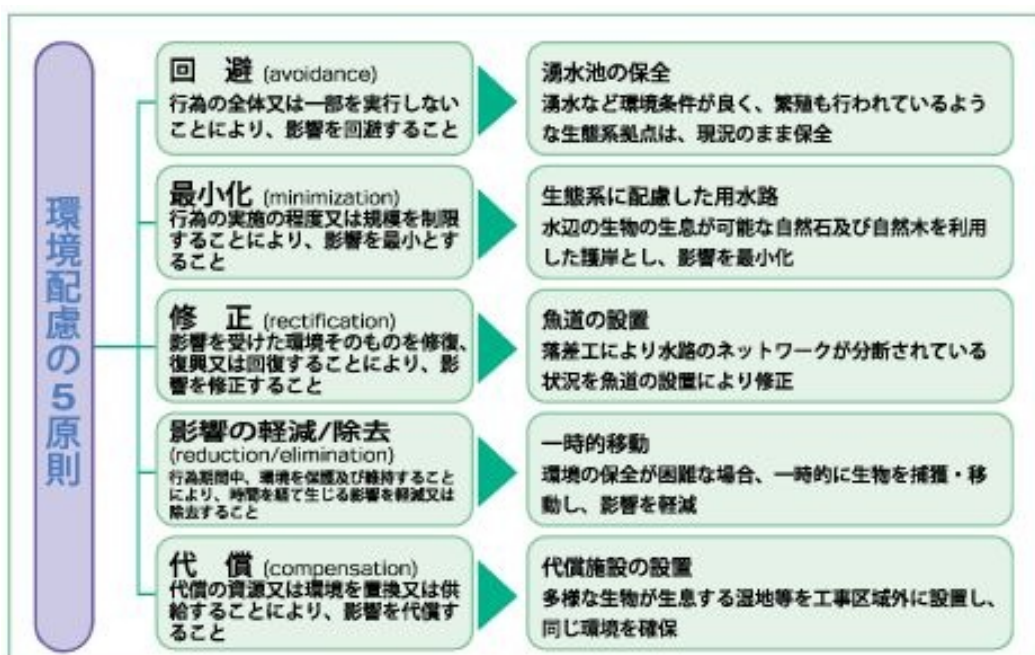
【生態系の保全】

農村地域は、農地やため池などの多様な環境がモザイク状に広がり、人為の適度な攪乱による二次的自然を有しており、多様な生物を育む地域となっています。

しかしながら近年では、農業人口の減少、農業生産性・効率性の追求、社会的・経済的要因により、農村生態系が影響を受け、かつての豊かな生態系が劣化してきています。

このような農村を取り巻く状況の変遷の中で、農業生産活動や農村生活を維持しながら生態系を保全していくことが必要です。

また、対策を検討する場合、事業の実施による環境への影響を極力低減する観点から、ミティゲーション5原則（回避、最小化、修正、影響の軽減/除去、代償）により実施することを基本としますが、適用にあたっては事業目的への影響や費用、維持管理等の観点から、実施の可能性を順次検討し、最も適当なものを選定します。ミティゲーション5原則を図5-2に示しました。



出典：生き物たちの住む農村を目指して

図5-2 ミティゲーション5原則

2) 環境保全の基本方針2

環境保全の基本方針2 《社会環境》

・ 活力ある農村環境整備の推進

環境保全の基本方針2における環境保全対策のあり方としては、「美しい魅力ある農村づくり」を目指して、活力ある農村環境整備を推進するとともに、グリーン・ツーリズムなどを通じた「都市と農村の共生・対流」を図っていくことがポイントとなります。

【美しい魅力ある農村づくり】

農村の美しさは、環境を構成する要素の質の高さ、ならびにその全体としての調和、バランスに求められます。こうした観点から、それらを成り立たせている農山漁村の個性や魅力を読み解く視点として、活力ある農業の展開、多様で豊かな自然環境の保全、伝統的な農村文化を保持した地域社会の運営、都市とのパートナーシップの構築、空間的な秩序と調和のデザインを挙げることができます。これらを各々独立して考えるのではなく、互いに関連づけてとらえることが重要です。また、これら取り組みは地域住民の参加が基本となります。

美しい魅力ある農村づくりの視点を表5-2に示します。

表5-2 美しく魅力ある農村づくりの視点

<p>活力ある農業の展開</p> <p><u>競争力をもった活力あふれる農林漁業が行われることは、地域ごとの固有の景観をかたちづくり、人々の誇りや自信に結びつきます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある農業を基礎として、生産活動を支える豊かな自然環境の保全、持続的な地域社会の運営、農村の伝統文化の継承と創造、都市との交流などが展開し、地域社会の活性化や個性的で魅力ある地域づくりにつながっていくことが期待されます。
<p>多様で豊かな自然環境の保全</p> <p><u>多彩で豊かな自然は、農林漁業の生産活動に不可欠であるばかりでなく、農山漁村の暮らしに季節的な彩りを添え、心の潤い、安らぎを与えてくれます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動としての農業は自然環境を基盤として成り立っており、一方、生活の場である農村の魅力もまた豊かな自然環境によって支えられています。また、豊かな自然は、都市の人工的な環境に暮らす人々に深い精神的な充足感を与え、心のふるさととして農村を認識する上で欠かせない要素となります。
<p>伝統的な農村文化を保持した地域社会の運営</p> <p><u>活力ある農林漁業と豊かな自然環境によって醸し出される農村の魅力をさらに深める要素が伝統文化とそれを担う地域社会の存在です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における生産活動の基盤を保全し、後継者を育て、地域に生きる誇りをもって伝統ある農村文化を再創造していく原動力は、個の自由を認めながらも地域社会の合意に基づいたルールづくりを行い、それを遵守していく住民の連帯に懸かっています
<p>都市とのパートナーシップの構築</p> <p><u>地域づくりのパートナーを見出し、その関係を育てることは、過疎化し高齢化しつつある農山漁村における持続的な地域づくりではきわめて重要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市住民は農業が持つ多面的な機能の恩恵を受ける立場にあるだけでなく、交流活動や生産物の消費を通じて農業を間接的に支え、時として、棚田保全活動や植樹・育林活動など、農村の環境保全の担い手ともなる存在です。
<p>空間的な秩序と調和のデザイン</p> <p><u>地域のもつ魅力を見定め、地域で共有できる価値や将来像をはっきりと認識して、それを保全し形成するルールにまで具体化する必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林など土地利用のルール、耕作放棄地の活用アイデアの実現、建築物の価値や材料・色彩などに関する協定、地域の個性を表す植栽の取り決めが含まれ、それらは自由な活動を規制する足かせなのではなく、地域で快適に暮らすための知恵とも言うべきものです。

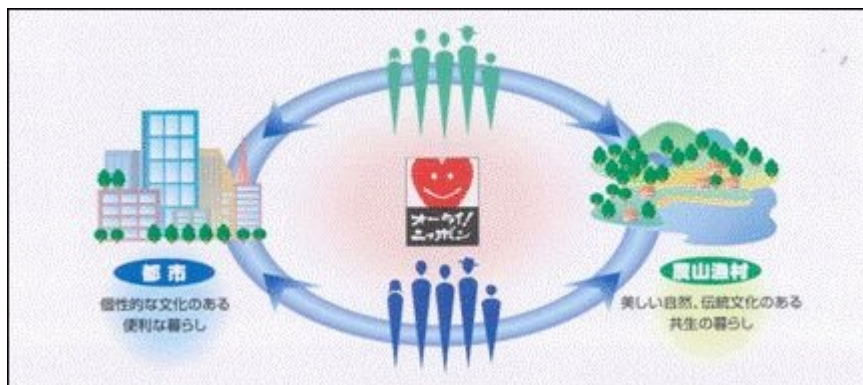
出典：美の里づくりガイドライン

【都市と農村の共生・対流】

「都市と農村の共生・対流」とは、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。

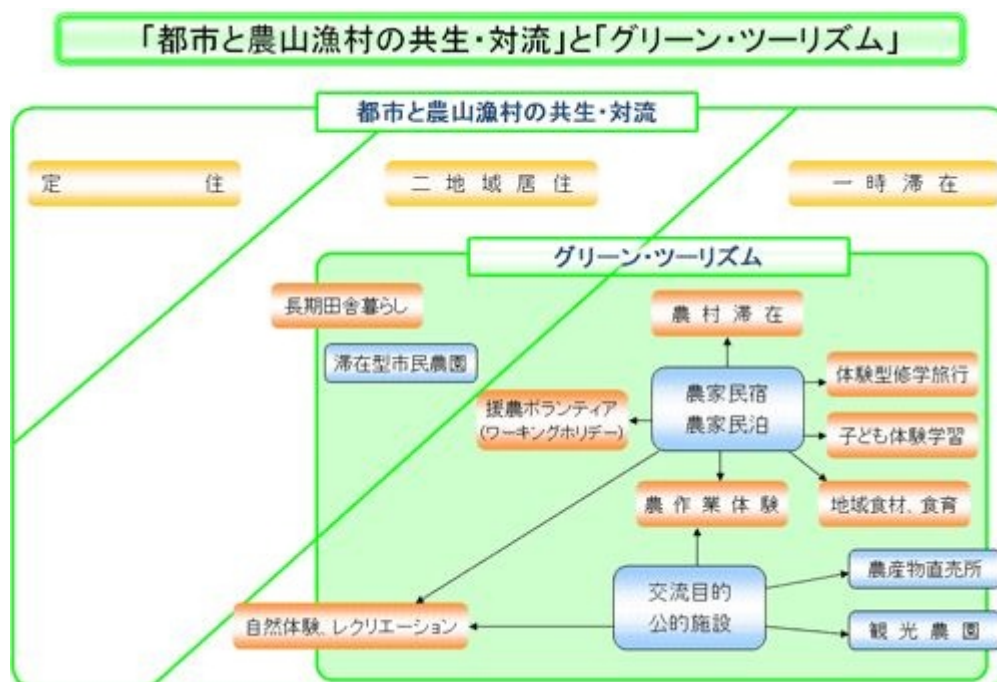
都市との交流はグリーン・ツーリズムのほか、農村における定住・半定住等も含む広い概念であり、都市と農村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すものです。

グリーン・ツーリズムとは、農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々です。



出典：農林水産省 HP

図 5-3 「都市と農村の共生・対流」の概念図



出典：農林水産省 HP

図 5-4 「都市と農村の共生・対流」と「グリーン・ツーリズム」との関係

3) 環境保全の基本方針3

環境保全の基本方針3 《生産環境》

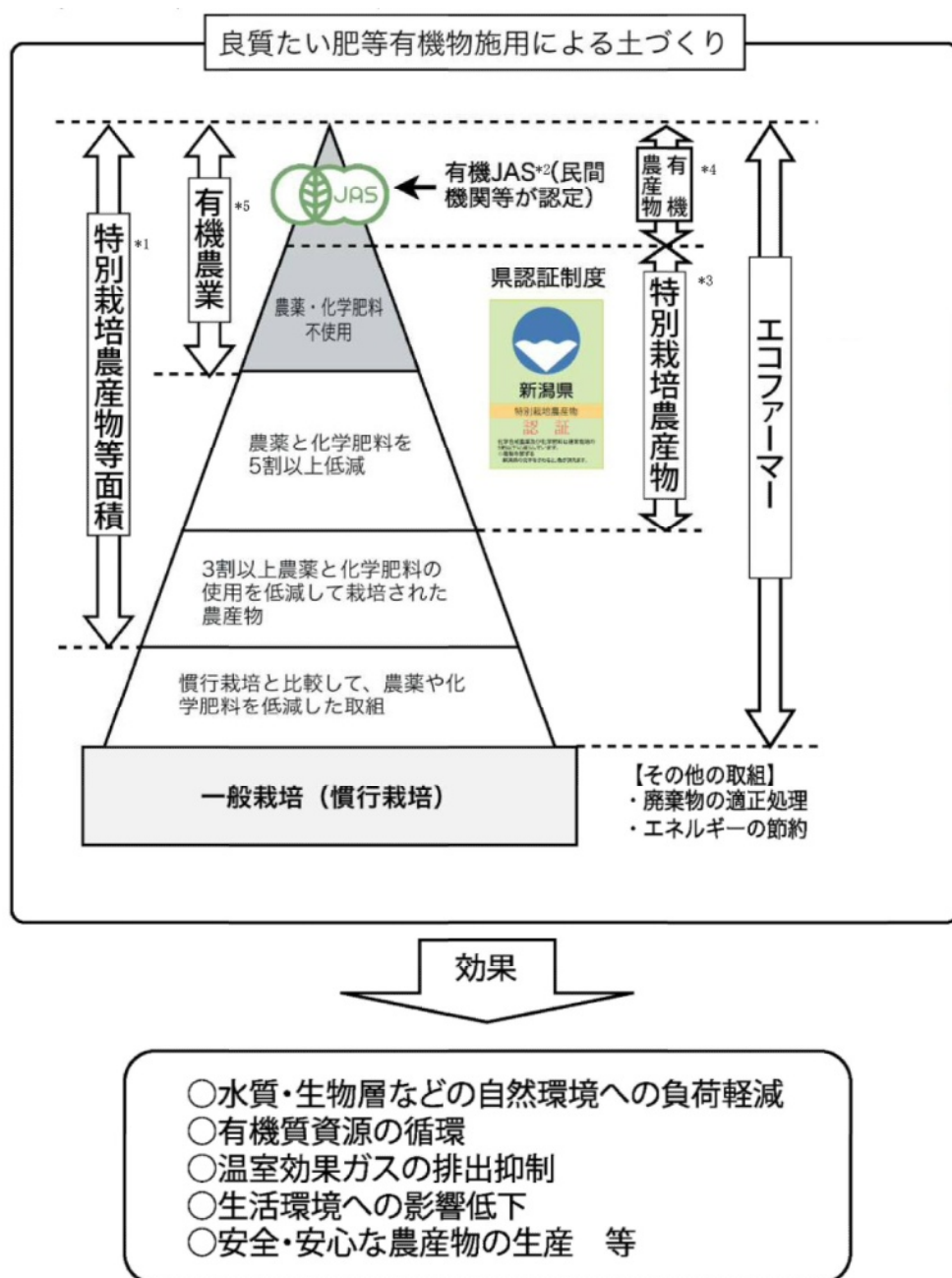
・ 環境に配慮した新しい農業の推進

環境保全の基本方針3における環境保全対策のあり方としては、農業の生産性・効率性を高めるとともに「環境保全型農業」への転換を推進することと、安全・安心で環境負荷の少ない社会の実現のために、「地産地消」や「食育」の取り組みを地域全体で協働して進めていくことがポイントとなります。

【環境保全型農業】

農業は自然環境を活用した産業活動であり、国土の保全や大気の浄化などの多面的機能を持つ一方で、水質や生物層などの自然環境・生息環境に対する負荷軽減が求められています。

このため、たい肥等良質有機質資源を循環利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を低減した栽培の実践や効率的なエネルギー利用等により、環境への負荷をできるだけ小さくするとともに、より安全・安心な農産物の消費者への提供と農産物の付加価値化による農業所得の向上を図るため、新潟県では、「新潟県環境保全型農業推進方針 ～にいがたクリーンランド戦略プラン～」を策定し、環境保全型農業を県内全域へ普及する取り組みを行っています。その概要を図5-5に、取り組み例を表5-3に示しました。



出典：新潟県環境保全型農業推進方針 ～にいがたクリーンランド戦略プラン～

図5-5 環境保全型農業のイメージ(農業者の取り組み)

表 5-3 環境保全型農業の取り組み例

<p>農業者の意識啓発</p> <p><u>環境保全型農業の実践に向けた農業者の理解と意識向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者との交流活動を通して農業者の理解を深め、環境と調和した農業に対する理解と意識向上。 ・県ホームページや各種媒体を通じて環境保全型農業に関する情報を発信し、農業者の意識を啓発。
<p>環境と調和した農業生産の推進</p> <p><u>エコファーマー¹の認定促進と環境保全型農業の担い手育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催等により、エコファーマーの認定を促進するとともに、持続可能な農業生産に取り組む農業者を育成。 ・産地ぐるみのエコファーマーの認定促進。 <p><u>化学合成農薬及び化学肥料の使用量の低減等による環境への負荷軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県特別栽培農産物認証制度の推進。 ・発生予察に基づく必要最小限の病害虫防除や、総合防除による環境への負荷軽減。 ・共同防除による効果的・効率的防除の推進。 ・水稻種子消毒剤の廃液の適正処理等、農薬や化学肥料使用時の環境保全対策の徹底。 ・局所施肥等効率的な施肥方法や有機質肥料の活用により化学肥料の使用量を削減。 ・「みどりの畦畔づくり運動」により、水田畦畔管理における農薬使用の低減に向けた機械除草の推進や法面保護植物の導入推進。 <p><u>高度な環境保全型農業の普及推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の軽減に向けた地域ぐるみの活動定着を図るとともに、温室効果ガス削減や生物多様性保全等に寄与する営農活動を推進。 <p><u>環境保全型農業に対応する生産技術の確立と普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の施用による土づくりと化学肥料低減技術の研究・開発。 ・主要な作物における化学合成農薬の代替技術の研究と体系化。 ・現地展示ほの設置や研修会等を通じ、環境保全型農業に対応する生産技術の速やかな普及促進。 <p><u>環境と調和した農業生産活動の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への「農業環境規範²」の普及と、農業者自らの実践活動の推進。 ・補助事業への「農業環境規範」の要件化により、取組農業者の実践を誘導。 <p><u>有機農業³の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ等で有機農業に関する情報を発信。 ・有機農業技術の研究・実証・体系化。 ・交流会・シンポジウムの開催等による消費者と有機農業者の相互理解の促進。 ・流通業者と有機農業者とのマッチング活動。 ・県内外の有機農業取組事例等を提供すること等により有機農業に取り組める環境づくりを支援。 <p><u>使用済生産資材の適正処理とリサイクルの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた使用済生産資材の適正処理の徹底。 ・地域の実態に合った再生処理方法の検討・実践によるリサイクルの促進。 ・生分解マルチ等代替資材等の導入による化学合成資材排出量の減量化の推進。

たい肥等有機資源の循環利用促進

耕畜連携による土づくりの推進

- ・各地域における、耕畜連携による良質たい肥の生産・供給・散布体制の構築。
- ・たい肥施用と土壌診断に基づいた適正な土づくりの推進。

未利用有機資源の農地への還元

- ・稲わらや籾がら、果樹せん定枝、食品残渣等未利用有機資源のたい肥化等による利活用促進。
- ・バイオマスの利活用に向けた地域循環システムの構築促進。
- ・稲わらの秋すき込みによる土づくりの推進と飼料化等による有効利用。
- ・稲わら及び籾がらの焼却防止の徹底。

安全・安心な食料の提供と消費者の理解促進

G A P手法⁴導入実践等による安全確保の取組推進

- ・生産履歴記帳運動による農薬や化学肥料の使用状況記帳と適正使用の徹底。
- ・G A P手法の考え方に基づく農産物生産の安全管理手法の導入・実践。
- ・トレーサビリティシステム等を通じた県産農産物の安全情報提供

消費者の環境保全型農業に対する適切な評価と理解の促進

- ・地産地消や食育等を通じた消費者と農業者の相互理解と、環境保全型農業によって生産された農産物の利用の促進。
- ・エコファーマー等農業者の取組を各種媒体を通じて消費者にP R。

出典：新潟県環境保全型農業推進方針 ～にいがたクリーンランド戦略プラン～

¹エコファーマー：有機物による土づくりを行いながら、農薬や化学肥料の使用量を減らした農業を実践する計画を、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて知事が認定した農業者

²農業環境規範：我が国農業生産全体を環境保全を重視したものに転換するため、全ての農業者が取り組むべき規範として国が策定（平成17年3月）。農業者自らが実践し点検を行う仕組み

³有機農業：栽培中禁止された農薬・化学肥料を使用しない、遺伝子組み換え技術を使用しない農法のこと

⁴G A P手法：Good Agricultural Practiceの略。G A P手法とは、農業生産者自らが、食品の安全の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用する、という一連の「農業生産工程管理手法」

【地産地消】

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みです。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものです。柏崎市では、「食の地産地消推進条例」を施行し、地産地消のさらなる推進に取り組んでおり、主な内容を表5-4に示しました。

表5-4 食の地産地消推進条例の主な内容

基本理念	
1.食の地産地消の推進は、生産者、消費者、事業者及び市が連携し、本市の農林水産業の振興を図り、市内農林水産物等の情報を共有することにより信頼関係を構築し、広範な市民の参加と協働の下に行うものとする。	
2.食の地産地消の推進は、生産者、食に関連する従事者及びその後継者が安心して従事することにより本市の活性化と環境の保全が図られるよう行うものとする。	
3.食の地産地消の推進は、市民一人ひとりが食の重要性を認識することにより、心身共に健康で生きがいのある生活が実現され、かつ、本市の食文化が継承され、持続されるよう行うものとする。	
4.食の地産地消の推進は、市民の意見を積極的に取り入れるとともに、市民の自主的な取組が促進されるよう行うものとする。	

出典：食の地産地消推進条例

【食育】

柏崎市食育推進計画では、「望ましい食生活の確立」、「バランスのとれた食事の実践」、「地域の食文化の継承・地産地消の推進」、「柏崎の食を通してのまちづくり」を重点目標として、市民一人ひとりが、食を楽しみ、食べる力を育て、健康で豊かな生活を送ることができる姿を目指して、食育を推進しています。

この中の「地域の食文化の継承・地産地消の推進」目標では、食と地域農業について、農業の役割や農村資源などに対する理解・見直し、活用が期待されており、内容を表5-5に示しました。

表5-5 農業に関わりがある食育推進計画

重点目標	施策
地域の食文化の継承・地産地消の推進	<p>柏崎地域の農林水産物の供給拡大と地域の食文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の地産地消の推進 ・地域の特産物を知る機会や情報提供の拡大 ・地場農水産物が簡単に手に入る環境づくりと交流の推進 ・安全・安心な農産物の推進 ・食を通しての世代間の交流を図り、昔ながらの伝統料理、郷土料理を大切にすることを育む

出典：柏崎市食育推進計画

(2) 環境への対応方策

環境保全のあり方を踏まえた上で、農業農村整備事業における環境の整備目標、対応方策及び取組例を環境保全の基本方針ごとに示します。

1) 環境保全の基本方針1

環境保全の基本方針1 《自然環境》

・農村を取りまく自然環境と生態系の保全

「整備目標」

四季折々の豊かな自然に適応した農村環境づくりの推進と美しい農村景観の保全

四季は、農業農村にとって非常に重要なものであり、季節によって移り変わる豊かな自然は地域住民のみならず市民に豊かな感性を与えています。また農村部は、春は山々の新緑、夏は水辺環境での動植物とのふれあい、秋は黄金色の水田風景、冬は一面の雪景色という四季折々の豊かな自然に包まれた地域でもあります。この四季を通じて豊かな自然に適応した農村環境づくりと美しい農村景観を保全する必要があります。

「対応方策及び取組例」

豊かな自然環境に適応した農地保全の推進

ブナ林などの森林保全と景観の整備

都市住民による農業体験などを活用した良好な農村景観の保全・維持

「整備目標」

農業の源である「水」、「土」、「雪」などの資源の確保・保全と活用

日本人の主食である「米」を生育する水田を良好に保全するためには、水資源の確保が特に重要となります。市内では主に鯖石川、別山川、鵜川の3水系から取水していますが、現状は用水の確保が十分でないため、最下流域の水田地帯では排水を反復利用している地域もあります。そこで用水確保のために農業用ダムとして、鯖石川に栃ヶ原ダム、別山川に後谷ダムを建設し、鵜川では市野新田ダムの建設工事に着手、早期完成を目指しています。また、刈羽三山地域で降る多くの雪は、中山間地の水田を潤すだけでなく、下流域の重要な水資源となっています。このように、農業には欠かせない河川や用水、水田の確保・保全を行い、活用していくことが必要となります。

「対応方策及び取組例」

河川管理者などによる水辺環境の保全と適切な整備

農業者を含めた地域住民などによる用水路、ため池等の保全

「整備目標」

農業農村が持つ多面的機能を発揮した地域の環境保全と地域防災力の強化

農業農村には多くの多面的機能を持っています。近年では、災害などに対する防災意識が高まっており、国土の保全については「洪水を防ぐ機能」、「土砂崩れを防ぐ機能」、「地下水を作る機能」など、環境面では「暑さをやわらげる機能」、「生き物のすみかになる機能」、「癒しや安らぎをもたらす機能」などがあり、地域防災や地域の環境保全に役立っています。これらの農業農村が持つ多面的機能を発揮するためには、将来にわたって農業を継続し、発展できる環境を整備する必要があります。

「対応方策及び取組例」

ほ場整備などの農業生産基盤整備による不作付農地の抑制

農業が持つ多面的機能を発揮できる環境づくり

田んぼダムなど農地が持つ多面的機能への住民啓発

「整備目標」

農村に住む動植物の生態系の保全

自然環境の豊かな農村地域は水田、雑木林、用排水路、ため池などに多種多様な動植物が生活しています。柏崎市では、農薬の低減などに取り組み、動植物が生息する環境は向上しています。しかし、中山間地域は、農作業効率の低い小さな農地が多く、過疎化・高齢化の進行により、不作付農地の増加が懸念されます。今後も不作付農地の防止を図りつつ、農薬の低減などに取り組み、動植物の生息環境を保護し、生態系を保全する必要があります。

「対応方策及び取組例」

動植物と触れ合う場の確保

生物と水と緑のネットワークづくり

動植物の生態系に配慮した水辺環境の整備

特定外来生物被害防止法に基づいた外来生物の拡散防止、駆除

2) 環境保全の基本方針2

環境保全の基本方針2 《社会環境》

・ 活力ある農村環境整備の推進

「整備目標」

若者の農業への定着を促進する住環境や農業生産環境の整備

農村地域では、都市部よりも過疎化や少子高齢化がかなり進んでおり、農業従事者の高齢化に伴う農作業の労働力不足が問題となっています。一方、豊かな自然環境は、子育てに適した環境であり、その魅力を若者に伝えていく必要があります。また、農業への関心が近年高まってきており、農業を体験した後、担い手になりたい若者もいます。このような若者の農業への定着を促進するためには、農村に住みやすい環境づくりを整備するとともに、過疎化や高齢化に対応した農村コミュニティの確立も必要です。このように、住環境や農業の生産環境の整備が急務となっています。

「対応方策及び取組例」

若者にも魅力ある生活環境の整備

田植えや稲刈りなど農業体験による若者と農業者の交流促進

「整備目標」

農業や農村に伝わる技術、文化や祭りの継承による地域の活性化

農村には、古くから文化や技術、芸能があり、村のコミュニティの一部として農業の営みとともに守り伝えられ、それにより活性化が図られてきました。柏崎市には重要無形民俗文化財の「綾子舞」があり、500年の歴史があります。このような農村地域に伝わる祭りや文化を活かすことで都市住民との交流を促進し、地域の活性化につなげていきます。

「対応方策及び取組例」

綾子舞現地公開など地域に伝わる文化・芸能を活かした都市住民との交流促進

各集落での春・秋まつりなどによる地域の活性化

「整備目標」

都市住民と農業者の交流促進による農村の活性化

農業や農村地域に関心の高い都市住民の中には、地域農産物の購入や農作業の体験など、積極的に交流したい方も多くなっています。また高柳地域では、「かやぶき屋根の宿泊施設」や「棚田の景観」などの既存ストックを利用したグリーン・ツーリズムを展開しています。このように都市住民が農業や農村にふれあう場を多く持つことで、農村の活性化を図ります。

「対応方策及び取組例」

農家民宿、農家レストランを利用したグリーン・ツーリズムの推進

宿泊施設「かやぶきの里」など田舎体験を活用した都市住民と農村の交流促進

自然交流型農村施設の整備

棚田サポーターなどによる良好な棚田里山の保全

「整備目標」

中山間地での害虫被害の把握と対策の推進

中山間地域では近年、ブユやカメムシなどの害虫が大量発生し、虫よけ対策をしながら農作業を行うなど、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、住民は対応に苦慮しています。このため、害虫被害対策への取り組みを推進することが必要です。

「対応方策及び取組例」

中山間地域での害虫被害状況の把握

害虫被害の低減に向けた環境整備

3) 環境保全の基本方針3

環境保全の基本方針3 《生産環境》

・環境に配慮した新しい農業の推進

「整備目標」

農業基盤の整備による農地の保全と農業生産コストの低減

柏崎市では、農業就業人口が年々減少しており、不作付農地の増加など大きな問題となっています。そのため、限られた農業者で農地を維持し、かつ、農業生産コストの低減を図るためには、ほ場整備や用排水路、農道などの農業生産基盤の整備を推進することが必要です。

「対応方策及び取組例」

ほ場整備の推進による農業生産コストの低減

○農業生産法人などの営農組織作りの推進

畔抜き等の簡易な基盤整備の推進

○水田における暗渠排水を活かした多様な作物栽培による農地利用の推進

○環境保全型農業施設の整備

「整備目標」

担い手不足解消のための多様な農業者による農業への参画

柏崎市においても、農家戸数及び農業就業人口が減少し、高齢化や後継者不足により担い手不足が深刻となっています。そのため、効率的かつ安定的な農業経営を目指すため、担い手を育成・確保する認定農業者制度や「人・農地プラン」などの活用、集落営農組織などの組織作りも必要です。また、魅力ある農業づくりのため、女性起業者の育成や外国人への研修教育を行い、農業への参画を促すことも必要です。

「対応方策及び取組例」

新たな担い手の育成・確保

集落営農組織による安定した農業経営や担い手の確保

農業研修教育の充実

新規雇用者の基本賃金の一部支援

「整備目標」

質の高い農産物の生産やブランド化による市場の拡大

農薬と化学肥料の使用低減を行うことや、JAなどと協力して技術指導や組織づくりを推進することで、今までより質の高い農産物の生産が可能となります。さらに、より良いものを提供してほしい消費者ニーズに対応するため、地元農産物のブランド化を図り、市外や県外へ市場を広げることも必要です。

「対応方策及び取組例」

- 農薬と化学肥料の使用低減や堆肥等有機資源の利用推進
- エコファーマー・県特別栽培農産物の認定支援
 - 柏崎米のブランド化によるイメージアップと消費拡大への取り組み
 - 消費者ニーズに対応した官民連携による地域特産物の販売促進

「整備目標」

地産地消の推進などによる食の安全の確保

地産地消の推進には、市内の学校給食における地元農産物の供給を増やすこと、そして生産者と消費者との交流を図る場を持つことが重要です。柏崎には、「新道のおけさ柿」、「マコモダケ」、「つららなす」、「黒姫人参」などの地元農産物が数多くあり、イベントなどを利用して地産地消の取り組みや安全・安心・新鮮な食材などのPR活動を行います。また、平成24年10月から施行となりました「食の地産地消推進条例」に基づき、地産地消のさらなる取り組みを推進していく必要があります。

「対応方策及び取組例」

- 食の地産地消推進条例に基づいた、食育への取り組みや柏崎野菜などの啓発、普及
- 農業まつりや地場産ランチフェアなどのイベントの開催
- 地元農産物を活用した直売所の利用促進、地産地消への情報発信

「整備目標」

鳥獣被害対策による農作物や農地の確保

農村地域では、イノシシによる畦畔や休耕田の掘り返しや水稻の踏み倒しなど、農作物や農地に対する被害が続出しています。本市では、柏崎市鳥獣被害防止計画を策定して鳥獣被害防止対策に取り組み、電気柵の設置等により被害額は減少していますが、捕獲頭数は年々増加しています。また農作物や農地の被害は、米山周辺に多かったものが、近年では黒姫山・八石山周辺などにまで広がっています。このような被害のため、農業者は対応に苦慮しており、耕作意欲の低下を招いています。このため、鳥獣被害対策への取り組みを継続することが必要です。

「対応方策及び取組例」

鳥獣による被害、目撃などの情報収集

電気柵の設置や猟友会への捕獲協力

鳥獣被害への対策方法の確立